2019年11月5日(火)からスタート！

住民票とマイナンバーカードに
旧姓(旧氏)が併記できます！

※様式例

マイナンバーカードに
旧姓(旧氏)が併記されることで、
旧姓が各種証明に使えます！

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ！

こんなときに！

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場面で、その証明に使えます。

こんなときに！

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます！

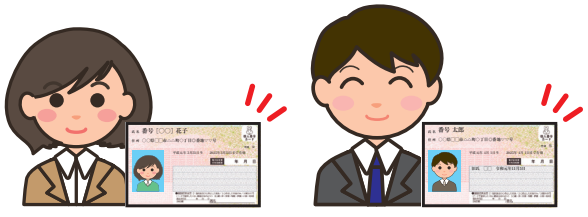

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications